

東急不動産株式会社「（仮称）新潟関川風力発電事業環境影響評価方法書」の通知について

令和 6 年 7 月 2 6 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法施行規則第 6 1 条の 5 第 1 項ただし書の規定に基づき、令和 6 年 2 月 2 6 日付けで届出のあった「（仮称）新潟関川風力発電事業 環境影響評価方法書」について、電気事業法施行規則第 6 1 条の 5 第 1 項に定める勧告の期間を延長するとともに、同規則同条第 2 項の規定に基づき、東急不動産株式会社に対し、延長する期間及び期間を延長する理由を通知した。

1. 延長する期間

令和 6 年 8 月 2 3 日から令和 6 年 1 0 月 2 2 日まで

2. 期間を延長する理由

本方法書について、環境影響評価法第 9 条による地域を管轄する都道府県知事への意見の概要等の送付が遅れたことに伴い、同法第 1 0 条の都道府県知事等の意見が、電気事業法施行規則第 6 1 条の 5 第 1 項に定める勧告の期限の間近となり、都道府県知事等の意見を踏まえた勧告が困難であることが確実なため。

（参考）環境影響評価方法書に係る手続

環境影響評価方法書受理	令和 6 年 2 月 2 6 日
住民意見の概要等受理	令和 6 年 5 月 1 7 日
都道府県知事の意見期限	令和 6 年 8 月 1 5 日
経済産業大臣勧告期限 （延長後）	令和 6 年 1 0 月 2 2 日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、植田
電話：0 3－3 5 0 1－1 7 4 2（直通）